

春日井市建築物等における木材の利用の促進に関する方針

第1 趣旨

この方針は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号、以下「法」という。）」第12条第1項の規定に基づき、国及び愛知県が定めた方針に即し、春日井市の建築物等における木材の利用促進のための施策に関する基本的事項、市が整備する公共建築物における木材の利用に関する目標の他、木材の利用の促進に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 目的

春日井市内の建築物等への木材利用の促進を通じ、市民に健康的でぬくもりのある快適な空間を提供するとともに、木材需要の拡大による森林の適正な整備及び保全、炭素の貯蔵を通じた脱炭素社会の実現等に資することを目的とする。

第3 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 木造・木質化の推進

愛知県、春日井市、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者、その他事業者及び市民が一体となって、県産木材をはじめとする木材の利用が春日井市内全域に広がることを目指し、建築物等において木造・木質化を促進する。

2 木材利用の普及啓発

木材の利用について広く市民の関心と理解を深めるため、木材利用促進の日（10月8日）及び木材利用促進月間（10月）を中心に、木材利用の意義やその効果について積極的に市民へ普及啓発を行う。

3 建築物木材利用促進協定制度の活用

（1）建築物木材利用促進協定制度の周知

建築物における木材利用の取組が進展するよう、法第15条に定める建築物木材利用促進協定制度の積極的な周知に努める。

（2）建築物木材利用促進協定の締結

事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、法及び本方針に照らして適当なものであるかを確認のうえ、締結する。

（3）建築物木材利用促進協定による木材利用の促進

建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定の内容等を公表する。さらに、協定の取組を促進するため、協定締結者に対し、活用できる支援制度や木材利用に係る技術的な情報提供を行うとともに、取組状況を情報発信する。

第4 公共建築物等における木材の利用に関する目標

1 市が整備する公共建築物において、次のいずれかに該当する場合を除き、原則として木造化を図る。木造化が困難であるものについては、木造と非木造の混構造の採用も積極的に検討する。

(1) 建築基準法等の法令において、耐火建築物とすることまたは主要構造部を耐火構造とすることが求められるもの（将来において木材の耐火性等に関する技術開発の推進等を踏まえ、木造化が可能と判断される場合を除く。）

(2) 用途、安全性、維持管理等により木造化が困難と認められるもの

(3) コスト・技術面で木造化が困難と認められるもの

2 市が整備する公共建築物において、市民の目に触れる機会が多い部分を中心に、次のいずれかに該当する場合を除き、木質化に努める。

(1) 建築基準法等の法令において、木質化できないもの

(2) 用途、安全性、維持管理等により木質化が困難と認められるもの

3 市が整備する公共工作物において次のいずれかに該当する場合を除き、木材の利用に努める。

(1) 関連法令等において、木材の利用ができないもの

(2) 用途、安全性、維持管理等により木材の利用が困難と認められるもの

4 市が使用する備品等について、木材の利用に努める。

5 公共建築物、公共工作物、備品等で利用する木材は、県産木材を推奨する。

第5 その他木材の利用の促進に関し必要な事項

1 愛知県・関係団体等との連携

市以外の者が整備する建築物においても積極的に木材が利用されるよう、愛知県や林業・木材産業団体、建築関係団体及び大学等と連携し、木材の利用の促進を幅広く呼びかける。

2 建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項

公共建築物の整備において木材を利用するに当たっては、一般に流通している木材を使用するなどの設計上の工夫や効率的な木材調達等によって、建設コストの適正な管理を図る。

また、維持管理及び解体・廃棄等のコストについても考慮するなど、総合的に判断したうえで、木材の利用に努める。

さらに、備品や消耗品の調達においても、購入コストの他に、木材の利用の意義や効果を含めて総合的に判断する。

第6 用語の解説

- 1 この方針において「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいう。
- 2 「木質化」とは、内装等、備品及び工事用資材に木材を利用することをいう。内装等の木質化においては、建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

附 則

この方針は、平成26年2月17日から施行する。

この方針は、令和5年1月31日から適用する。